

大崎事件再審請求棄却決定に関する会長声明

鹿児島地方裁判所は、2022年（令和4年）6月22日、大崎事件第4次再審請求事件について、再審請求を棄却する決定をした（以下「本件棄却決定」という。）。

確定した判決によれば、大崎事件とは、原口アヤ子氏（以下「原口氏」という。）が、親族と共謀して義理の末弟である被害者を同人方において絞殺し、遺体を遺棄したとされる事件である。大崎事件の第1次から第3次までの再審請求は、第1次再審請求での鹿児島地方裁判所と第3次再審請求での鹿児島地方裁判所と福岡高等裁判所宮崎支部が再審開始の判断をしたにも拘わらず、第3次再審請求では特別抗告審である最高裁判所が判断を覆すという異例の展開を辿ってきた。

第4次再審請求の鹿児島地方裁判所の審理において、弁護人は、司法解剖写真等を前提として、溝に落ちたことによる急性腸管壊死が死因であるとする救急救命医の医学鑑定書を提出したが、同裁判所は、写真の限られた情報から推論を重ねたものとして、同鑑定書の証拠価値を極めて限定的・消極的に判断し、急性腸管壊死により死亡したことを否定して、同鑑定書は確定判決の事実認定を覆すに足りる証拠ではないと断定した。

いうまでもなく、えん罪は最大の人権侵害であり、再審請求は、えん罪から国民を救うための極めて重要な制度である。だからこそ、白鳥・財田川決定において、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審請求手続にも適用されることが明示され、刑事訴訟法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、既に提出されている旧証拠と新たに提出された新証拠を総合して判断すべきものとされたのである。

しかしながら、本件棄却決定は、新証拠の証拠価値を極めて限定的かつ消極的に判断し、新旧証拠の総合評価を回避したものであって、確定判決を維持するために、白鳥・財田川決定の趣旨を無視したものとわざるを得ない。

本件棄却決定の他にも、近年、白鳥・財田川決定の趣旨に反する決定が相次いでいる。

まず、袴田事件第2次再審請求事件では、原審の静岡地方裁判所が、弁護人が新規に提出した5点の衣類のDNA鑑定結果や味噌漬け再現実験報告によって、同衣類は犯行着衣であり袴

田巖氏（以下「袴田氏」という。）のものであるとの断定には合理的に疑いがあるばかりか、むしろ後日捜査機関が捏造した可能性が高いと判断し再審開始決定（原決定）をしたのに対し、即時抗告審の東京高等裁判所は、DNA鑑定に関しては、劣化した血液からDNAを抽出する方法には疑問があるとし、味噌漬け再現実験についても、前提となる味噌の色が異なっていたなどとして証拠価値を認めず、原決定を取り消した。

また、名張毒ぶどう酒事件第10次再審請求事件請求審の名古屋高等裁判所刑事第1部及び異議審の名古屋高等裁判所刑事第2部では、弁護人が、本件で使用された毒物は故奥西勝氏（以下「奥西氏」という。）が所持していたニッカリンTではないとする鑑定や本件ぶどう酒の封緘紙の裏面には、製造時に塗布された糊の上に別の糊が塗られていたとする鑑定等の多数の新証拠を提出したにもかかわらず、十分な事実取調べ等を実施することなく新証拠を否定し、再審請求を棄却するに至っている。

これらの各裁判所の判断も、白鳥・財田川決定が示した「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に真摯に向き合っているとは言い難いものである。

ところで、袴田事件第2次再審請求事件に関しては、最高裁判所において即時抗告審の再審棄却決定の判断は取り消され、東京高等裁判所に差し戻されているが、法曹出身判事による多数意見は、旧証拠との総合評価をしないまま、新証拠であるDNA鑑定と味噌漬け再現実験報告の個々の証拠価値のみを検討した即時抗告審の手法は維持したまま、味噌漬け再現実験報告の証拠価値を再検討するために東京高等裁判所に差し戻している。これに対して、外交官出身の林景一裁判官と行政法学者出身の宇賀克也裁判官の反対意見は、DNA鑑定と味噌漬け再現実験報告の双方が再審を開始すべき合理的な疑いを生じさせる新証拠であるとした上で、確定審におけるその他の証拠をも総合して再審を開始するとした原々決定は、その根幹部分と結論において是認できるとして、本件を東京高等裁判所に差し戻すことに留めず、検察官の即時抗告を棄却して再審を開始すべきとしている。白鳥・財田川決定の趣旨に必ずしも沿うものではない多数意見が法曹出身判事により形成され、白鳥・財田川決定の趣旨に忠実な反対意見が外交官・行政法学者出身の判事によりなされていることに留意すべきである。

刑事司法の鉄則は、無実の者を処罰してはならないということにあるが、裁判は人間が行う以上、誤りがあることを私たち法曹は決して忘れてはならない。

大崎事件においては、原口氏は、長期間自由を奪われた上、2度の脳梗塞を患い、すでに95才という高齢にも係わらず、未だ司法的救済を受けるに至っていない。また、袴田事件においても、袴田氏は、事件発生以来、異常ともいふべき取調を受けた上、48年に渡り拘置されて自由な人生の大半を失い、しかもその間命を奪われるのではないかといった限りない恐怖に晒されてきたものの、未だ再審の開始をめぐり争いが続いている状況である。さらに、名張毒ぶどう酒事件における奥西氏は、自らの雪冤を果たすべく懸命に理不尽な現実に向かい続けたが、獄中で帰らぬ人となり、現在は奥西氏の妹が兄の名誉回復のために戦い続けている。こうした実情について、裁判官は、率直かつ真摯に省みると共に、今一度えん罪が甚だしい最大の人権侵害であり、再審制度がこれを救済する最後の砦であることを認識し直す必要がある。

再審の扉が、確定判決の権威と無謬性を守るために硬く閉ざされるようなことがあっては決してならない。裁判所においては、そのことを十分認識するよう強く求めるものである。

2022年（令和4年）9月13日

長野県弁護士会

会長 中村 威彦